

取引業者のプライバシーに関する基準

1. 目的

本取引業者のプライバシーに関する基準（または「**本基準**」という。）は、取引業者がリリーとの関連会社（総称して「リリー」）のために処理する個人情報の秘密保持およびプライバシー要件を定めている。その目的は、取引業者による処理が、適用されるプライバシーおよびデータ保護に関する法律を全世界において遵守する事、ならびに、リリーのグローバル・プライバシー・プログラムの要件に準拠する事を、徹底することである。

2. 定義

本基準において、太字で表記した用語は、定義された用語であり、下記に定義する他、本基準中において適宜定義する。

- (a) 「**本契約**」とは、当該契約に定義される通り、**本基準**を含むものをいう。
- (b) 「**適用法**」とは、制定法、法、条約、規則、規約、条例、規制、許可、判決、命令、差止命令、令状、指令、または政府機関の類似の措置であって、文脈により、一方当事者、一方当事者の関連会社（もしあれば）、当事者の下請業者（もしあれば）またはそれらの代表者による**本契約**および**本基準**に基づく義務または行為の履行に適用されるものをいう。**適用法**は、文脈により、以下を含む。
 - i) 1996年医療保険の携行性と責任に関する法律（HIPAA法）、経済的および臨床的健全性のための医療情報技術（HITECH）に関する法律、ならびに HIPAA 法および HITECH 法のすべての修正および追加の規則（総称して「**HIPAA**」）、ii) 個人データの取扱いと関連する自然人の保護及びそのデータの自由な移転に関する 2016 年 4 月 27 日付け欧州議会および欧州委員会規則（EU）2016/679（一般データ保護規則、**GDPR**）、および、任意の EU 加盟国により、その権限に基づき制定された、実施、派生、または関連する国の法令、規則、または規定、(iii) 2018 年 EU 離脱法第 3 章に拠って英国に保持されている 2019 年データ保護、プライバシー、電子取引（改正等）（EU 離脱）規則（SI2019/419）（UK GDPR）、iv) スイス連邦の 1992 年 6 月 19 日連邦データ保護法（スイス FDPA）ならびに v) カリフォルニア州消費者プライバシー法 2018（CCPA 法）等の米国の消費者プライバシーに関する法律およびこのような法律の実施に関する規則または規制のことをいう。
- (c) 「**同意**」とは、自身の個人情報の処理について、情報提供を受けた上で、当該処理に対する合意を言明または明確な積極的行動により示す、個人による自発的かつ具体的な意思表示を指す。
- (d) 「**データ主体**」とは、特定されたまたは特定可能な自然人をいい、特定可能な自然人とは、特に名前、識別番号、位置情報、オンライン ID または当該自然人の身体的、生理的、遺伝的、精神的、経済的、文化的もしくは社会的特定に固有な 1 つ以上の要素を参照することにより、直接的または間接的に特定できる者をいう。
- (e) 「**データ移転プログラム**」とは、欧州経済領域（「**EEA**」）、英国またはスイスから米国に個人情報を合法的に移転するために、欧州委員会、英国および／またはスイス連邦委員会で承認されたフレームワークを意味する。
- (f) 「**個人情報**」とは、リリーが提供するか、またはリリーのために取引業者が収集するデータ主体に関する情報であって、消費者または世帯に関連付けることが出来るものをいう。**個人情報**は、あらゆる媒体または形態（コンピューター化された記録または電子記録および書面のファイルを含む）で存在しうる。**個人情報**は、以下を含むがそれらに限られないものとする。(i) 姓、名もしくはイ

取引業者のプライバシーに関する基準

ニシャル、(ii) 自宅住所その他実際の住所、(iii) 電子メール・アドレスその他のオンライン連絡先、(iv) 電話番号、(v) 社会保障番号、納税者番号、日本のマイナンバー（社会保障・税番号）、その他政府発行の識別番号等、(vi) インターネット・プロトコル（「IP」）アドレスもしくはホスト名、(vii) 個人を識別する他の利用可能なデータと組み合わせて継続的に使われる識別子（「クッキー」に保存されている顧客番号もしくはプロセッサー・シリアル・ナンバー）、(viii) 生年月日もしくは治療日、または(ix) 個人情報に由来する符号化データ。

さらに、他の情報（症例報告書情報、臨床試験識別コード、個人的プロファイル情報、他の一意の識別子またはバイオメトリック情報を含むがこれらに限定されない）が処理される場合、かかる情報も個人情報とみなされる。なお、仮名化された個人情報（追加情報がなければ個人を特定できない情報）も個人情報とみなされる。

(g) 「個人情報の処理」（または「処理」）は、自動的手段であるか否かを問わず、個人情報について行われる操作もしくは一連の操作（収集、記録、編成、保管、改作もしくは修正、検索、参考、使用、送信による開示、配付、構造化、制限もしくは提供、配置もしくは組み合わせ、遮断もしくは消去、または破棄を含むが、これらに限られない。）を意味する。

(h) 「個人データ侵害」とは、移転、保管あるいは他の方法で処理された個人情報の、偶発的な、あるいは不法な破壊、紛失、改変、認められていない開示となったり、個人情報へのアクセスを許してしまうセキュリティ侵害をいう。

(i) 「プライバシーに関する要請」とは、取引業者が、個人またはリリー・取引業者間の本契約の当事者でない団体から受領した個人情報に関する要請をいう。

(j) 「センシティブ（機微な）個人情報」とは、個人情報の一部分であり、その性質上、法またはリリーの方針により、追加的にプライバシーおよびセキュリティ保護を受けるに足るものとして分類されたものをいう。センシティブ（機微な）個人情報は、以下を含むがこれらに限らないものとする。

- (i) 政府発行のすべての識別番号。
- (ii) 金融口座番号および口座ログイン認証情報。
- (iii) 個人の医療記録およびバイオメトリック情報（労働者または消費者の健康、身体障害、疾病または製品に対する关心に関する情報を含む）ならびに個人の健康に関するすべてのデータ。
- (iv) 直接的または間接的に、識別されたまたは識別可能な個人のものであると考えられる生物学的サンプル（組織、血液、尿その他のサンプル等）に由来する健康診断情報、健康情報または遺伝情報。
- (v) 個人の身元調査報告、および米国消費者報告機関から取得したもので、米国の公正信用報告法が適用される他のすべてのデータ。
- (vi) 人種、民族的背景、国籍、宗教、哲学的信条、労働組合の組合員資格の有無、政治的志向、性生活もしくは性的指向、犯罪歴、起訴もしくは有罪判決等の履歴または犯罪疑惑といった事項、を明らかにするデータ要素。
- (vii) その他リリーがセンシティブ（機微な）個人情報に指定する個人情報。例えば（ただし、限定されるわけではないが）、日本の個人情報保護法で定義され、規定されている「要配慮個人情報」は、センシティブ（機微な）個人情報に含まれる。

取引業者のプライバシーに関する基準

(k) 「本サービス」とは、本契約に基づき取引業者がリリーのために行う特定の業務を意味する。

(l) 「標準契約条項（SCC）」とは、(i)GDPR が適用される場合、2021 年 6 月 4 日の欧州委員会による「第三国への個人データ移転のための SCC に関する決定」(SCC 決定) に関連する規定、(ii) UK GDPR が適用される場合、データ保護法 2018 第 119 A 条に基き 2022 年 3 月 21 日に採用された国際データ移転契約書およびデータ保護法 2018 第 119 A 条に基き 2022 年 3 月 21 日に採用された、欧州委員会の国際データ移転に関する標準契約条項の補遺 (Addendum) 並びに(iii)スイス FDPA が適用される場合、SCC 決定に付帯し、スイス連邦データ保護情報コミッショナー (FDPIC) によって改正されているスイス連邦からの個人情報の保護に関する条項をいう。

3. 一般的義務

(a) 本契約に基づく取引業者のすべての義務は、本基準の要件に追加されるものである。取引業者は、リリーのためおよびリリーの書面による指示に従って本サービスを履行する以外のいかなる目的にも、個人情報の処理、保持、開示を行わず、その他個人情報を使用しないものとする。その処理等には、第三国や国際的な組織への個人情報の移転に関する事も含む。目的外の処理等は、取引業者が対象となっている適用法によって要求されない限り、行ってはならない。法の要求に基づき処理する場合、その法が公益上の重要な理由に基づき通知を禁止しない限り、取引業者は、処理する前に、リリーに法律上要求されている旨を通知する。本基準の要件を完全に遵守すると、本契約に基づく他の義務を履行することができないと取引業者が信ずる場合、取引業者は、本契約の通知条項に従って、直ちにリリーに通知し、矛盾が解消されるまで、本基準に違反するようないかなる行為にも着手しないものとする。

(b) 適切な間隔をおいて、あるいはリリーからの要求に基づき、取引業者はプライバシーポリシーと手順書の写しをリリーに提供するものとする。

(c) 取引業者は、以下の場合は直ちに（72 時間以内に）、プライバシーに関する要請を電子メール (privacy@lilly.com) を通じ書面でリリーに通知する。

1. データ主体である（またはデータ主体であると主張する）個人から、取引業者が受領した個人情報の閲覧を求める要請を受けた場合や、データ主体から当該個人情報の処理を中止することや、当該個人情報の修正、アクセス拒否、消去もしくは破棄を求める要請を受けた場合など、データ主体から、適用法上の権利に基づく要請を受けた場合。

2. 構造化された、一般的に使用されるコンピュータが読み取り可能な形式で個人情報の開示を受けたい旨の要請、および／または個人情報を第三者へ移転してもらいたい旨の要請をデータ主体から受けた場合。

3. 取引業者が受領した個人情報について、政府職員（データ保護機関または法執行機関を含む）から閲覧を求める要請、当該個人情報の処理を中止するもしくは開始しないこと求める要請、または政府職員から当該個人情報の修正、アクセス拒否、消去もしくは破棄を求める要請を受けた場合。

4. 取引業者が受領した個人情報の処理に関して照会、請求または苦情を受けた場合。

(d) データ主体であると主張する個人からのプライバシーに関する要請を受領した場合、取引業者は合理的な努力を尽くし、当該個人がデータ主体であるか否かを確認する。適用法に基づき取引業者に開示を強制する召喚令状または類似の法的文書により政府機関又は第三者から要請を受けた場合を除き、取引業者は、本契約によりまたはリリーの書面により明示的に許可されない限り、プライバ

取引業者のプライバシーに関する基準

シーに関する要請に応じることが許可されないことを了解する。適用法で認められる最大の範囲で、取引業者は、自己の費用負担で、直ちにかかるプライバシーに関する要請をリリーに開示し、リリーが合理的に要請するすべての支援を提供し、プライバシーに関する要請への対応につきリリーの指示に従う。リリーがプライバシーに関する要請を受けた場合、リリーの要請に応じて、取引業者は直ちにリリーにすべての情報を提供し、リリーが合理的に要請する支援を提供すると共に、かかるプライバシーに関する要請つきリリーの合理的な指示に従う。.

(e) 取引業者は、本基準の違反になりうると認知した個人データ侵害あるいは個人情報の使用や開示に関する通報について、直ちに徹底した調査を実施する。個人データ侵害や重大な本基準違反の疑いを発見した場合、取引業者は速やかに（24時間以内に）リリーに電子メール

（privacy@lilly.com）で通知する。さらに上記に関連して、取引業者は潜在的損害を軽減するためリリーを合理的範囲で支援し、根本的原因を分析し、さらにリリーの要請に応じて分析結果および是正計画をリリーと共有する。取引業者は、個人データ侵害や本基準違反への対応にかかる全費用（調査実施費用、適用法、その他の適用される規制、ガイドラインまたは基準において必要な消費者およびその他の者への通知費用、一年間の信用モニターを消費者に提供する費用、消費者、規制担当者及びメディアからの問合せへの対応費用を含むが、これらに限られない。）を負担する。

(f) 契約した本サービスを履行する際に取引業者が収集またはアクセスする個人情報は、本サービスを履行するためまたは法的要件を満たすために必要なものに限定されるものとする。取引業者は、本契約及び/又は個別発注書に記載した本サービスまたは事業の利用目的の達成に必要な限度に限り、個人情報の処理を行うものとする。本サービスもしくは当該利用目的の達成または法律上の義務に必要な期間に限り、個人情報を保管するものとする。取引業者は、本契約の文書管理条項に従い、個人情報の完全性および通用性を確保するために適正な措置を講じるものとする。

(g) 本サービスが個人情報をデータ主体から直接（例えば、登録手続きまたはウェブページを通して）収集することを必要とする場合、取引業者は、各データ主体に予め個人情報の利用に関する明瞭かつ明白で、簡潔、平明で、分かりやすくかつ容易に入手可能な通知（個人情報の利用目的を含むものとする）を行う。通知は、本契約の規定およびリリーの指示に沿ったものでなければならない。取引業者によるデータ主体からの直接の個人情報の収集が、日本の個人情報保護法で定義され規定されている要配慮個人情報の収集を行う場合、取引業者は、予め本人の同意を得なければならない。センシティブ（機微な）個人情報の取得にあたって、別途特にリリーが要求した場合、または本契約もしくは適用法で義務づけられている場合、取引業者はデータ主体から同意を取得する。ただし、取引業者がウェブページその他の方法で使用条件、プライバシー・ステイトメントその他の条項をデータ主体に提示したとしても、本基準に基づく取引業者の義務もしくは権利または取引業者が個人情報を使用できる方法は一切変更されないものとする。

(h) 取引業者は、国境を越えて個人情報を移転してはならず、個人情報への遠隔アクセスを従業員、関連会社、請負業者、サービス提供者その他第三者に許可してはならない。ただし、リリーが取引業者に提供する処理の指示書において、かかる国境を越える個人情報の移転または遠隔アクセスが明示的に許可されている場合、または当該移転もしくは遠隔アクセスについてリリーの事前の書面による同意を得ている場合はこの限りではない。取引業者は、適用法により必要となりうる遵守体制を整備し、実行することに同意し、取引業者が個人情報をかかる国に送付し、またはかかる国において遠隔アクセスを可能にする。

上記事項に影響を及ぼすことなく、取引業者は、本契約において、EEA加盟国、英国またはスイスからリリーが送付する個人情報を、欧州委員会、英國政府又はスイス連邦データ保護情報コミッショナ

取引業者のプライバシーに関する基準

一により適切なデータ保護を提供すると見なされていない国において受領する場合、以下を行わなければならない。

1. 個人情報の **EEA**、英國および／もしくはスイスから取引業者への移転または、場合により、取引業者による **EEA**、英國および／もしくはスイスの個人情報への遠隔アクセスのすべてについて、欧州委員会、英國政府または **FDPIC** によって規定された**標準契約条項 (SCC)**（その修正を含む）を締結して本契約に付属させる。取引業者は、個人情報を **SCC** に従って処理し、“データ輸入者”（または場合によっては“復処理者”）に課せられる義務を履行する。**SCC** の締結に先立ち、取引業者は、個人情報が移転される国において、個人データを開示するための要件や公的機関へのアクセスの授与方法を含む、個人データの処理に適用される法令及び慣例が、取引業者による **SCC** 上の義務の履行を阻むものか否かをリリーが判断するために合理的に必要な全ての情報を、リリーに対し提供しなければならない。取引業者は、**標準契約条項**における受益権を適切な第三者に与える。取引業者は、いかなる理由であれ、**SCC** で要求されるのと同等の保護の基準を達成できないと合理的に判断した場合、リリーに対し速やかにその判断を書面によって通知し、個人情報に関する補足的、組織的または技術的な方法の適用を含め、かかる処理を速やかに修正し、修正が不能な場合には、当該個人情報に関する一切の処理を停止する。
2. **SCC** がデータ移転方法として利用することが出来ず、取引業者がデータ移転プログラムにおいて認定されている場合、この取引業者は (a) 当該認定に、本契約で定められた取引業者による本サービス、および個人情報に対する意図された処理が含まれていること、および (b) 取引業者が個人情報を処理している期間、かかるデータ移転プログラムにおいて、取引業者が認定された状態であることを保証する。または、
3. 何らかの理由で、取引業者が前述の第1号または第2号を遵守できない場合、取引業者は直ちにリリーに通知する。両当事者は、直ちに協力して、適切な代替の移転および遵守方法を決定し実施するものとする。

すべての場合において、各当事者は、当該移転および遵守方法の決定および維持に関して発生する自己の費用を負担するものとする。リリーおよび取引業者は、相互の書面合意により、データ移転契約その他遵守方法を終了または変更することができる。

- (h) リリーは通常、取引業者が個人情報の処理を下請業者に再委託することを許可するが、この場合、取引業者がリリーに対し、下請業者を追加したり入れ替える際に変更予定を通知することを条件とし、リリーはかかる変更に異議を唱え、両当事者が下請業者について合意できない場合には、本契約を解除する権利を留保する。下請業者には、本契約の下で取引業者が提供することになっている本サービスを履行するためにのみ個人情報を処理することが認められ、それ以外のいかなる目的でも個人情報を処理することは禁止される。下請業者に個人情報へのアクセス権を付与するに先立ち、取引業者は、かかる下請業者に本契約と同程度の保護条件の遵守を義務づける契約書を交わさなければならない。取引業者は、下請業者の作為または不作為について、取引業者自身による作為または不作為の場合と同等に全面的な責任を負う。
- (i) 本契約の取引業者の義務に関する規定に影響を及ぼすことなく、取引業者は、リリーと協力して、個人情報の処理に関する照会、請求、苦情および要求（削除要求を含む。）に対応するものとする。

取引業者のプライバシーに関する基準

(j) 取引業者は、その従業員および承認された下請業者から、すべての必要な許可を確保して、リリーが、本契約を履行するために必要とするかかる個人の個人情報（リリーのシステムまたは施設にアクセスするために必要な情報、個別の実績測定基準の維持および類似する情報を含む）の処理をできるようにする。

4. 個人情報の秘密保持

(a) 個人情報は、本契約における個人情報とみなされ、取引業者は、すべての本契約の履行のために処理された個人情報を、本契約に従って極秘に維持しなければならない。取引業者は、本サービスを履行するために個人情報にアクセスする必要があり、個人情報を秘密に保持する拘束力を有する義務を負う従業員および取引業者の社内で業務を行う請負業者のみに個人情報を提供する。取引業者は、リリーが3(h)によって明示的に開示、送信または提供を許可しない限り、個人情報を第三者（下請業者を含む）に開示、送信または提供してはならない。

(b) 取引業者がリリーのための本サービスの履行を中止する場合、取引業者は、リリーの選択に従い、すべての個人情報（個人情報を含む全ての写しおよび全ての媒体と共に）をリリーに返却するか、または全ての個人情報を安全に破棄し、その旨をリリーに証明する。

5. セキュリティ

(a) 取引業者は、本契約の一部であるリリーの情報セキュリティ基準（ISS）に従い、偶発的もしくは不法な破損、改変または無許可の開示もしくはアクセスから個人情報を保護するために、適切で実行可能な、技術的および組織的な方策を文書化し、実施していかなければならない。かかる方策は、個人情報の重要度に見合ったものでなければならない。取引業者は、安全手段の管理、システムおよび手順の有効性および耐性（レジリエンス）を定期的に試験し、その他監視する。取引業者は、個人情報のセキュリティ、秘密保持、可用性および完全性に対して合理的に予見できる内外のリスクを定期的に特定し、かかるリスクを制御するための安全手段が適切に講じられているよう徹底する（個人情報の仮名化および暗号化を含む）。適用法に従って、取引業者は、セキュリティ・プログラムの要件を遵守するために従業員および下請業者を監視するものとする。

(b) 取引業者は、本契約を遵守していることを証明するために、そして本契約および締結されたSCCに従って取引業者の個人情報の処理に関する適用法により求められているように、必要な全ての文書を保持するものとする。リリーの要請に応じて、取引業者は、そのデータ処理施設を、リリーの監査対象とするものとする。監査は、リリー（またはリリーが選択する独立検査会社）により実施されるものとする。取引業者は、取引業者の経費負担にて当該監査に十分に協力するものとする。当該監査により、取引業者のセキュリティ計画に重大な欠陥または弱点があることが明らかになったり、本契約違反が明らかになった場合、リリーは、かかる問題が解決されるまで取引業者への個人情報の送信を停止し、取引業者による当該個人情報の処理を停止させる権利を有するものとするが、これによりリリーの他の権利に影響を与えるものではない。さらに、取引業者のセキュリティプログラムにおける欠陥に対応する、あるいは違反を是正し再発を防止するため必要な変更を、取引業者は自己の経費と出費で直ちに実施する。

6. 法律の遵守

取引業者のプライバシーに関する基準

(a) 取引業者は、個人情報の処理のための法律上の要件および監督機関の要件について精通していなければならない。取引業者は、本サービスの為に処理を行うだけではなく、処理にあたり全ての適用法を遵守していなければならない。

(b) 取引業者は、政府機関、規制当局および監督当局への協力、データ保護影響評価、ならびに欧州委員会、英国政府又はスイス連邦データ保護情報コミッショナーがデータ保護のレベルが SCC で要求されるものに対し不十分であると見做す国の法令及び慣例の評価協力を含め、リリーが適用法を遵守できるよう、直ちにリリーを支援し、協力する。

(c) 適用法により義務づけられている場合、取引業者はデータ保護責任者を任命し、同責任者の氏名および連絡先情報をリリーに連絡し、同責任者に変更があれば常にリリーに通知しなければならない。

7. 責任／補償

取引業者が本基準に違反した場合、それによって生じた責任、損失、請求、損害、費用（合理的な弁護士費用を含む。）について、リリーを補償し、リリーを免責する。これには、本契約によって想定された以外の個人情報の使用によって生じる第三者への支払いも含むが、これに限られない。本契約の他の条項にかかわらず、本基準に違反する個人情報の収集、使用、開示または保持については、責任の排除や限定は認められないものとする。

取引業者のプライバシーに関する基準

別紙 A

データ処理に関する情報

(取引業者が EEA 加盟国、英国またはスイスからの個人情報を処理する場合にのみ使用)
(取引業者が記入しリリーに返送)

取引業者は、知りうる限りにおいて、以下の記載が正確であることを表明する。

1. 取引業者の商号、本店所在地
2. 本サービスにおいて規定された取引業者が行うデータ処理の趣旨及び目的
3. 本サービスにおいて取引業者が処理するデータ主体に基づくデータの分類（以下から選択）
 - 従業員データ
 - 消費者データ
 - 医療提供者（Healthcare Provider）データ
 - 動物医療提供者（Animal Healthcare Provider）データ
 - 治験参加者データ
 - 治験担当医師データ
 - 取引業者または他の事業者の従業員データ
 - その他処理される個人情報（具体的に記載）
4. 本サービスにおいて取引業者が処理するリリーの情報（以下から選択）
 - 顧客および取引先ならびにそれらの担当者に関する以下のデータ：名前、会社、所在地、担当者、連絡先、優先または除外連絡先、希望の情報およびニュースレター、発送、運送および支払い条件、会計顧問、活動情報、イベントへの参加状況、キャンペーン情報、顧客満足、顧客評価スコアならびに見込み顧客
 - 医療従事者（ソートリーダーを含む）に関する以下のデータ：名前、機関、所在地、担当者、連絡先、学歴、専門分野、能力および経験等の職務経歴、治験または臨床研究における協力内容、想定される利益相反、イベントへの参加状況、支払い条件
 - ウェブサイト訪問者に関する以下のデータ：IP アドレス、訪問日時、訪問されたページ、訪問経緯、訪問者が使用するブラウザ、訪問者が使用する OS、訪問者のプロバイダのドメインネームおよびアドレスならびに（場合によっては）訪問者が手動で入力したデータ
 - リリーの従業員（従業員、フリーランス、役員を含む）に関する以下のデータ：職務経歴書上のデータ、給与口座データ、研修および業績管理に関するデータ、企業年金に関するデータ、有給取得回数、欠勤回数、通勤手当、運転免許に関するデータ、業務中の事故、システムログに関するデータおよびその他収集される可能性がある人事情報
 - 患者に関する以下のデータ：患者の健康状態を含む患者総合データ、薬物に関する情報、患者サポートプログラムに関する情報、有害事象通知、苦情等に関する情報
 - 取引の相手方、特に担当者との情報交換に関する情報：電子メール、ファクシミリ、電話の通信データ、電子メール、ファクシミリ、郵便物の内容

取引業者のプライバシーに関する基準

- アンケートやマーケットリサーチ等のデータおよび結果：アカウントおよびサブアカウント（連絡先、担当者、活動、発送、運搬および支払い条件など）、処理業者の責任者
- 契約のマスターデータ、価格、特約、注文、配送データ、請求書データ、支払いデータ、銀行口座データ、支払残高に関するデータ、およびそれらの履歴
- 個々の取引先、顧客、潜在的顧客および取引先とのビジネス上の文書および関連履歴、契約、アカウント、またはシステム上に保存されたその他のデータの記録
- リリーによって提供されたサービスの使用によって生じたデータ（使用履歴等から生じる個人識別票など）

5. 取引業者が個人情報の処理を行う地域（処理業務を行う国を記載）